

正倉院志

213

498

069287-000-9

213-498

正倉院志

大村 西崖/著

M43

CEA-0127

|||||

鍾重

精

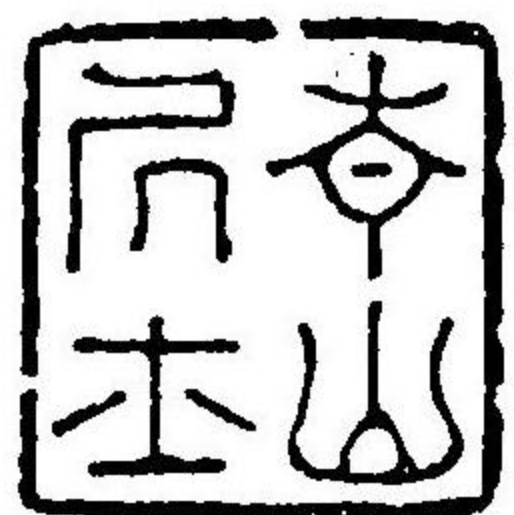
新國

43. 6. 15

普發秘

唐成夏日題

伯爵田中光顯



小引

明治四十年秋、正倉院の曝涼に際し、時の宮内大臣田中伯爵は、同院所藏御物の圖譜を作りて、照査の便に供せむとし、同院主管股野帝室博物館總長をして、その事を掌らしめらる。總長乃ち審美書院に命じ、御物を拜寫して、これを印行せしむ。予書院の編修を主どるを以て、寫眞技師及畫工を伴ひて曝涼使に従ひ、年々奈良に抵りて拜寫に従事せり。因りて幸に尋常拜觀者の享くべからざる便宜を與へられ、仔細に祕寶の全部を敬觀し、關係文書を拜閱することを得たり。印行の圖譜六卷、題して東瀛珠光と云ふ。但その解説極めて簡にして、謂はゆる語りて詳ならざるものあり。故に今この著を出す。東瀛珠光を觀る者これを參看せば、庶幾は

くは御物の由來、性質を明にし、寰宇無比の寶藏の能く千載を経て安固なりし所以を知ることを得む。

明治四十三年二月

著者識

目次

建築	一
勅封、綱封の別	二
勅封の効果	二
寶物の濫觴、獻物帳及出入帳	三
曝涼、開檢乃至沿革	四
獻物帳及古曝涼帳記載の寶物	八
獻物帳以外の君臣の獻品	十
大佛開眼供養會前後の備品	十一
聖武天皇御一周忌の遺品	十二
文書圖籍	十二

年代不詳の諸品

納倉の移動及官物、寺物の別

器品の概説

鏡及鏡箱

樂器

伎樂面

遊戲具

衣冠

杖及履

刀子

笏及尺

筆墨紙硯

十二

十三

十四

十四

十五

十六

十七

十八

十九

十九

十九

二十

枕軾褥氈

椅子、挾軾及小架

薰爐及火舍

屏風

櫃及厨子

箱、合子及壺、瓶

飲食器

佛像、佛座

幡蓋鈴鐸

經典、經帙及經筒

供佛器

僧道具

二十

二十一

二十一

二十一

二十二

二十二

二十四

二十四

二十五

二十五

二十六

二十七

武器及馬具

二十八

農具及工具

二十九

技巧の要略

二十九

書

三十

繪畫

三十

器物の彩繪、金銀繪及密陀繪

三十一

彫塑

三十二

金工

三十三

窯工

三十三

玉石及玻璃

三十四

玳瑁、鯨鬚及犀角、水牛角

三十五

木竹工

三十六

金銀平脫、末金鏤及漆皮

三十六

螺鈿及木畫

三十七

象牙撥鏤

三十七

染織、刺繡

三十八

獸皮、鳥毛及玉蟲羽

四十

正倉院志



帝室博物館總長
東京帝室博物館美術部次長
正倉院寶庫掛

股野琢 閱
溝口禎次 校
大村西崖 著

正倉院は日本皇室の特別なる一寶庫にして、古の帝都たりし大和國奈良市東大寺大佛殿の西北に在り、東に向ひて、間口十八間八寸強、奥行五間一尺二寸、高さ五間、床下九尺の木造瓦葺にして、全體北中南の三部に區畫せられ、一部ごとに入口あり、兩開きの扉を有す。その建築、北南の二部は謂はゆる校倉の式に成り、三角材に方材を對角線を横積し、隅にてこれを交叉せるものにして、内部は屋根裏を合せて三層と爲れり。平時は入口に登るべき階

段なく、開倉の時のみこれを設く。近年は曝涼中、三倉の前に廊を架し、これに階段を設け、用終れば又これを撤す。この倉元來東大寺の寶庫にして、その在る所の地も、元は同寺の境内たり。正倉とはその主要なる倉庫の義なり。初めは離れたる二倉なりしが、後その間を建て續けて、一棟と爲せしものなることは、中倉の獨り三角材ならざる平板を用ゐし現状にても知らる。故を以て、最初はこれを雙倉と呼びしが、後には三倉みつぐらと稱せり。創建の年月は詳ならざれども、想ふに、大佛殿落成の頃、その寺寶を納めむが爲にせしものならむ。而して雙倉の三倉と爲れる年時亦詳ならず。雖も、雙倉北雜物出用帳正倉院古文書中、天平寶字五年の文書に、藥品を雙倉中間に置く由見えれば、蓋しこの頃ならむ。その後、延暦十二年の曝涼帳に雙倉と記せれど、こは中倉の増築せられし後も、雙倉の舊名を依用せしに過ぎず。建久四年の開檢目錄には中藏の名見え、寛元元年の勅封藏記にも、彼物等、自往昔一

向被納置中藏なご記せり。中倉の古きこと亦想ふべきなり。

勅封、綱封の別

三倉の中、北倉と中倉なごには、帝室より東大寺の大佛に奉獻せる寶物を納めしが、東大寺は元來官寺なるのみならず、その寶物は敢て東大寺の所有と爲りしに非ずして、依然官物として處理せられ、これを出入するには一々勅許を要し、扉鑰は勅筆の御名を署せる紙もて封じ、曝涼及檢閱には必ず勅使を差遣せられ、東大寺は平常封鎖のまゝにて保管し、開檢の時はこれに參與するのみなる例なりしかば、これを呼びて勅封藏と云ひ、南倉は東大寺所有の寶物を納め、同寺の三綱上座、維那、都維那、その開閉出入を掌れるが故に、綱封藏と呼びき。綱封藏は初め別に一倉ありしが、後この南倉を以てこれに充てしなりしと云ふ。されば最初は南北の雙倉共に勅封なりしを、綱封藏に南倉を充つるに及び、中倉を造りて、勅封倉の一に用ゐしものなる

へく、上記天平寶字五年藥品を雙倉中間に置かれしは、即ちこれが爲ならむ。天正二年織田信長が勅許を得て、勅封藏寶物中の名香を截りし時の記録に徴するも、當時南倉は勅封を附せず。慶長十七年開封の時も、南倉をば檢閲せず。元祿六年及天保四年開封の時は、南倉をも檢閲せしかど、亦勅封をば附せられざりしが、明治の御代に至りては、三倉共に勅封を爲り、東大寺との關係全く絶えて、帝室の直轄と爲りぬ。

勅封の効果

正倉院が寥落たる一個の木造建築にして、能く千百五六十年の久しきに耐へ、而も最初所納の寶物の、その目録と共に概して今日に傳存し、且これを有せらるゝは、その物を遺したまひし御方の御子孫にてましますとは、不思議と謂ふも愚にて、實に世界に比なき事なり。歐洲の聚珍館には、紀元前三四千年以往の埃及等の舊物を藏し、支那には往々先秦の古器を傳ふ

れど、何れも金石の質のみにして、而も土中の發掘に非ざるはなし。伊太利のボムペイの如きは、第一世紀の建築器材、依然として當時の民の生活状態を精しくするに足ると雖も、これはたエス井オの噴火埋藏の力に依れり。地上に暴露し、人間に現在して、能く悠久傳世の全きことを得たるものは、覆載の中、獨り我が正倉院あるのみ。これたゞ勅封の効果に外ならずして、萬世一系の皇室を戴く日本國に於いてのみ有り得べき特殊の事實なりとす。天皇陛下の臣民に對する尊嚴は、由來神佛も啻ならず。その宸筆の御署名ある紙もて封じたる鎖鑰は、何人か敢てこれを侵さむや。兵火は屢々隣境の東大寺、興福寺を焼きしかど、この倉曾て烏有の災に罹らず。雷火も神龍の呵護に消えつ。中世皇室式微の際と雖も、強悍制すべからざる武士さへ、終に凌犯の指を染めし者なし。近古村童その庭中に遊戲し、乞丐その床下に起臥して、往々暖を焚火に取りきと雖も、さる無智蒙昧の輩すら、

能く勅封の尊きことをば知らざるなく、寶庫の安全は終に萬古に依然たりき。正倉院の今日あるは、實に我が日本國體の醇美、日本帝室の尊嚴、乃至日本臣民の忠良の絶好なる表象と謂ふべきなり。

寶物の濫觴、獻物帳及出入帳

正倉院寶物の最も主要なる部分は、聖武天皇の御遺物なり。天平勝寶八年、同太上天皇の崩御あらせらるゝや、その七々の忌日に當る六月廿一日、皇太后光明子は、太上皇の御遺物を舉げて、その御建立えんたてに係りて最も御信仰の篤かりし東大寺の大佛に奉獻せられぬ。その御物の目錄の初めに奉獻の願文がんぶんある古文書は、東大寺獻物帳けんぶつちやうと題して現存せり。願文はその首めに皇太后御製みまがあり、目錄は具さに寶物を記し、その跋に天平勝寶八歲六月廿一日にありて、當時の大官の手署を列し、全卷に「天皇御璽みまがの文ある印四百八十九を押せり。これを正倉院寶物の濫觴とす。同日又藥品廿一櫃を大

佛に獻じ、同じく正倉院に納めらる。同年七月十七日の勅に依り、同廿六日、屏風、花氈等を東大寺に納む。天平寶字二年六月一日及十月一日の兩度、更に書屏風を大佛に獻ぜらる。是等これらの獻物帳は、最初のものゝ如く、その首めに願文あることなしと雖も、天皇の御璽、大官の自署等、その式皆同じ。これに記載せる寶物、藥品等は、その獻物帳と共に、何れも皆寶庫の北倉及中倉に納められ、帝室及東大寺の必要ある時は、或は官符を下し、或は勅許を請ひて、これを出納する例なりき。されば、天平勝寶九年正月十八日の沙金請文しあごんじゆもん、勅許の正天平寶字三年三月十九日の桂心請文けいしんじゆもん、同上同年十二月廿六日の金鏤寶劍等の出藏帳しゅざんちやう、東大寺の名僧及び、を首めとして、天平勝寶八年乃至延暦三年の雙倉北雜物出用帳、天平寶字八年乃至弘仁五年の雜物出入繼文、及弘仁五年乃至天長三年の雜物出入帳等の古文書、亦正倉院の北倉に存ぜり。これに依り、獻物帳に記載せられて而も今存ぜざる寶物の逸えしたる事

由を知るべきもの少からず。

曝涼、開檢乃至沿革

正倉院寶物の曝涼及開檢の文書に徴すべきは、延暦六年を以て最も古しとす。この時の曝涼帳の末に、同年六月廿二日とありて、曝涼使、東大寺三綱及造寺司長官以下の署名を列せり。同十二年又曝涼を行はる。その記録の末に、同年六月十一日とありて、曝涼使及三綱以下の手署を列せり。弘仁二年の曝涼は、同年九月廿五日記す所の官物勘録に詳なり。帳末には曝涼使及三綱等の外、大和國司の署名もあり。齊衡三年にも、亦曝涼ありしこと、同年六月廿五日の雜財物實録にて知らるれど、この文書は斷簡の數片を存するのみにて、寶物の記載、弘仁以前のもの、如く全からず。たゞ幸に卷末を存じて、その年月日を明にせり。これより後三百三十餘年の間、曝涼の文書存せざるが故に、その事ありしや否やを詳にすること能はず。たゞ寛治

四年十二月、勅使を以て黄金を檢せしめしこと平城坊目の知らるゝのみ、建

久四年勅封藏修理の要あり。勅使參向し、三綱立會にて、八月廿五日北藏、中藏を開き、寶物を出して綱封藏に移し、翌年三月廿五日修理成りて還藏す。

この時、大佛殿の再建を督せる重源上人の請に依りて、寶物中の錫杖を賜はる。事は當時の開檢目錄に詳なり。寛喜二年北南二倉破損の爲、七月十三日繪旨を以て勅使を下し、十七日寶物を開檢せらる。同年十二月七日東大寺三倉開

封檢例には廿七日とあり又故ありて勅使を遣し、開檢せしむ。事は並に東大寺續要録に見

えたり。嘉禎三年六月二日宣旨を下し、三日又寶物の納櫃を檢知せらる。延應元年十一月廿五日、前攝政關白藤原道家東大寺に於いて受戒の次、寶物の拜觀を請ふ。仍りて廿一日の官符を以て勅使を下し、廿六日開封してこれを許さる。この時の記録續要に、任嘉應等例にあれば、嘉應の頃等にもかゝる事ありしなり。仁治三年三月十八日、後嵯峨天皇御即位の用に供せむ

が爲、十二日勅使を下し、十三日禮服御冠を出し、廿二日又勅使を以て還納せらる。以上續要錄及開封勅例 寛元元年勅封藏に雨漏頻りなりしかば、閏七月廿日の官符を以て勅使を下し、廿三日寶物を出して上司倉印又四に移し、これを修理せしめ、同四年九月廿二日の官符を以て勅使を下し、廿八日上司倉より寶物を勅封藏に還納せしむ。東大寺勅封藏開封勅例 建長六年六月十七日、勅封藏に落雷ありて、北端の扉を焼き、床下の柱を破る。東大寺續要錄には、この時龍神出て、その火を消し止めたりと記せり。正倉院の境内に龍神を祀れる小祠あるは、これよりの事ならむ。今は杉本の社と稱す。雷火の跡は、直ちに奏聞を経て、これを修補す。仍りて廿七日官符を以て勅使を下し、七月六日寶物を檢閲せしむ。正嘉二年正月廿一日、前攝政太政大臣藤原兼經東大寺に受戒し、翌日正倉院の寶物を中御門坊の寢殿に致して拜觀す。勅使參向例の如し。弘長元年九月一日、後嵯峨上皇南都に幸して七大寺を巡禮せられ、五日

正倉院を開かしめ、寶物を中御門坊の行在に致して御覽あらせらる。この時、寶物中の袈裟を出し置かれしが、嚴重の御夢想を蒙り、翌年八月廿一日、勅使を遣して還納せらる。續要錄開封勅例 正應元年四月廿三日、後深草上皇行幸の時、目錄を按じ、寶物數櫃を出して御覽あらせらる。勅封元中二年八月晦日 征夷大將軍足利義滿攝政二條良基及右大臣近衛兼嗣と共に、春日社に詣でし次、東大寺に至り、尊勝院に於いて、正倉院の寶物を拜觀す。師承永享元年九月廿二日 將軍足利義教春日社に詣で、又正倉院の寶物を拜觀す。勅使例の如し。坊目遺考附錄開封勅例 寛正六年九月將軍足利義政南都に至り、春日社に詣で、廿四日東大寺に受戒し、公惠僧正の坊に於いて、正倉院の寶物を拜觀し、その中の名香蘭奢待香熱を截る。勅使又例の如し。觀元日記春日社參詣開封勅例 天正二年三月廿八日、當時最も勢力ありし武將織田信長奈良に至り、蘭奢待を出して多聞山城に致さしめ、又これを截る。勅使參向例の如し。事は廿九日東大寺僧

淨實の記せる天正二年截香記に詳なり。開封勅例慶長七年六月十一日、内大

臣徳川家康奏請して寶物を點檢す。勅使參向又例の如し。開封勅例明年二月廿

五日家康又奏して勅使の參向を請ひ、寶物を東大寺の油倉に移して寶庫

を修理し、又寶物の屏風等を修補し、納箱を新造し、八月七日閉封す。開封勅例、正倉院勅例

開封記慶長十七年十一月十三日故ありて開檢を行はる。開封勅例勅使參向、點檢

する所の寶物は、當時の記録に係る東大寺三藏御寶物御改之帳に明なり。

寛文六年三月四日、東大寺の請に依り、又勅使開檢の事あり。七日開封、開封勅例、及正倉院寶物御開

封事書に依る、開封記草書には四月三日とせり元祿六年寶庫破損の故を以て、東大寺々務濟深法親王よ

り奏請し、勅使下向、五月十六日開檢及修理を行はる。寶物鳥毛屏風の修補

及納櫃の新造は、將軍徳川綱吉これを營み、又一切の費用を辨じ、儀式及警

備の如きも、極めて莊重なりき。八月七日閉封せらる。事は當時の記録に係

る正倉院御開封記、同草書及二倉道具目錄に精し。天保四年又東大寺の請

に依り、十月十八日勅使を下して開檢し、將軍徳川家齊寶物の納櫃を新造

してこれを獻じ、費用を辨じて寶庫の屋宇葺替及寶物の修補、文書の整理

櫻井田島友等を行ひ、御開封事書及寶物目錄に精し。同七年五月、事了りて閉封せられき。功目遺

明治の御代に至りては、開檢曝涼頗る頻繁なり。同五年八月、世古宮内少丞

勅使として寶物を點檢し、町田文部大丞これに與る。八年三月香川宮内大

丞勅使として開封し、奈良縣の請に依り、又町田文部大丞の考古に益ある

旨の稟申を容れ、寶物を奈良博覽會に陳列せしむ。博物局員これを掌り、又

寶物を摸寫す。閉封の勅使は山岡宮内大丞なりき。翌年又この事あり。十年

二月天皇陛下奈良に行幸ありて、寶物を觀覽あらせられ、蘭奢待を截らせ

らる。これより先、櫻井宮内書記官勅使として、町田内務大書記官と共に至

り、寶物を點檢修補し、又寶庫を修繕し、避雷柱を建て、消防具を備ふ。翌年三

月に至りて成り、兒玉宮内權大書記官勅使として寶物を出納し、又これを

奈良博覽會に陳列せり。この時榎村京都府知事畫工をして寶物を摸寫せしめ、京都博覽會に備へむことを請ひて許さる。十二年得能大藏大書記官印刷局に於いて寶物及古文書を摸寫印行せむが爲に請ふ所あり。岡宮内權少書記官勅使として開封し、町田内務大書記官寶物を出納し、七月山岡宮内大書記官閉封の勅使たり。十三年一月伊藤内務卿の奏請に依り、庫中に棚架を設けて、寶物の多少を陳列することを許さる。この年又奈良博覽會に寶物の陳列を許す。五月正倉院の屬地を定めて、八段八畝八歩餘とす。十四年四月博物館を農商務省の所管とし、正倉院の寶物は農商務省に、圖書は内務省に、庫の開閉は宮内省に分掌せしむ。十五年八月外門及墻を設け、十月棚架落成し、黒川農商務御用掛をして、寶物の目錄を整へて陳列せしめ、品川農商務大輔これを檢す。十六年六月徳大寺宮内卿勅使として開封し、岩倉右大臣及井上參議の請を許して、寶物を拜觀せしむ。七月宮内、農

商務、内務三卿の奏請に依り、毎歲一回曝涼の規を定め、平時も守衛を附す。十七年四月伊藤宮内卿、松方農商務卿、山縣内務卿の奏請に依り、正倉院を宮内省に專屬せらる。五月三條太政大臣請ひて拜觀し、十八年六月伊藤宮内卿又請ひて拜觀し、更に勅を奉じて寶劍を東京に携へ歸り、これを修理す。七月正倉院を圖書寮の主管に屬す。十九年三月寶庫修繕あり。井上圖書頭勅使として開閉し、東大寺會所坊（四聖坊と云ふ）及金珠院跡并に民有地、合せて二千五百八十三坪を買上げて屬地と爲し、更に墻を築く。二十年井上外務大臣請ひて拜觀す。（以上南都坊日蓮寺附録）これより後曝涼に際し、高等の官人及學者、技術家の拜觀を許さる。者少からず。廿五年杉子爵御物整理掛長を命ぜられ、寶物の破損せるを修補し、又尤品の複製を爲し、稻生眞履等これに従事す。卅七年整理を中止せられ、四十一年正倉院の主管を帝室博物館總長に屬せられ、更に屬地を弘む。寶物の修補整理の事、再たび行はれむとす。云

獻物帳及古曝涼帳記載の寶物

正倉院寶物の中、獻物帳乃至齊衡以前の曝涼帳に記載せられたるものは、今皆北倉に藏せらる。その獻納者及獻納の年月は、悉く皆該帳に依りて明知すべし。その餘、大理石の雕飾板枚八及染織繡品の斷片天保修補の時、屏風等に貼附せしもの、亦今北倉に在り、大理石板は獻物帳及弘仁、延暦の曝涼帳に見えたる白石鎖子なり。この誤解よりして、北倉に納めしものなり。是等の寶物の中、最も重要なるは、即ち前にも述べたる最初光明皇后の大佛に獻せられし聖武天皇の御遺物なり。その獻物の願文は光明皇后の御製にして、題して、奉爲太上天皇、捨國家珍寶等、入東大寺願文とあり。文中に曰へらく、將欲爰託勝業、式資聖靈故、今奉爲先帝陛下、捨國家珍寶、種々翫好及御帶、牙笏、弓箭、刀劍、兼書法、樂器等、供養盧舍那佛及諸佛菩薩、一切賢聖。又その跋文中に曰へら

く、右件、皆是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感疇昔、觸目崩摧、謹以奉獻、盧舍那佛。當時光明皇后既に稱して國家の珍寶、先帝の御遺愛、内司供擬の御物。このたまひしほどの貴重品なれば、今にしてその尊さは、誠に筆舌の及ぶ所に非ず。この獻物帳記載の中、王義之の書卷弘仁十一年出藏、治和初、延御、夏上、念珠天平寶字三年出藏、大刀の大部分天平寶字八年、嘉美押、勝の亂に出し用ひき、弓箭及御甲同上の多く逸したる外、大抵その大部分を現存せり。皆これ聖武天皇御手澤の御物なれば、何れも貴からざるはなけれど、殊に傳來の有り難きは、赤漆文槻木の厨子しにして、こは天武天皇より持統、文武、元正、聖武の四帝を経て、孝謙天皇に傳襲せられ、その中には元正、聖武兩帝及光明皇后御自筆の書卷元正天皇の孝を納められしものなり、獻物帳に記す、見ゆ、聖武天皇の被著したまひし御袈裟もいご有り難し。逸しつるもの、中殊に惜むべきは、聖武天皇が光明皇后を納れたまふ時贈られし信幣御物の御箱なり。獻物帳に見ゆ皇后が是等の御遺物を指したまひ、昔しのばれて、目に

觸るれば五體も崩るこのたまひしは、げに御こころはりぞかし。今も存ずる銀平脱合子（納る子）等を入れたりし赤漆槻木の厨子（今逸）は、百濟の義慈王が皇后の御祖父君藤原鎌足公に贈られしものなりき。弓箭及御甲は今全く存ぜずと云ふと雖も、現に中倉に藏せらるゝ弓箭は、押勝の亂夷ぎて後還納せられしものもありとおぼしく、現に葛漆胡籙の矢に「下野奈須郷」の銘あり、又附牌に「天平寶字八年九月十四日（押勝亂の時なり）」矢一柄、木工衣縫大市所給如件と記せるものあり。中倉所藏の黒作大刀（黒作）の如きは、亦獻物帳記載の黒作大刀冊口中の物ならむ。爾餘中倉の刀劍中、仔細に檢覈したらむには、或は亦獻物帳中の物なきを保せず。

藥品の獻物帳に記載せられたるものは、その跋文中にも指定して言へるが如く、有縁（有縁）の病者ある時は、僧綱の充用を許し、ものなるが故に、用ゐる盡せるも少からざれど、その幾分は、陶錫の壺及木製合子等の容器と共に現

存せり。

天平勝寶八年七月廿六日の獻物は、花氈、繡線鞋、銀薰爐、青斑鎮石等現存せり。惜むらくは、臨書王義之及歐陽詢眞跡書の屏風、弘仁五年出藏沽却（朝廷に）なりせられりぬ。花氈は獻物の大部分を存じ、大小數種、花文の變化頗る多般なり。

獻物帳は無けれど、齊衡三年の雜財物實錄に依りて、天平寶字元年閏八月廿四日の獻物なることの知らるゝ人勝（押勝）のは、その斷片を現存せり。

天平寶字二年六月一日の獻物帳記載の大小王（王義之）書眞跡一卷は、弘仁十一年出藏沽却せられて、今に存ぜず。こも亦聖武天皇の御遺品なりしこと、同帳に依りて知らる。惜みても尙餘りありと謂ふべし。書卷、書屏風の盡く出藏せられしは、想ふに嵯峨天皇の深く書道を好まれしに由るならむ。

同年十月一日の獻物帳記載の書屏風二帖も、亦弘仁五年出藏せられて逸

したり。こは光明皇后の御父君藤原不比等公の眞跡にして、皇后が該帳に記さしめし言に、妾之珍財、莫過於此。このたまへり。

上記の外、獻物帳は無けれど、禮服御冠の斷片、并にその容器なる赤漆八角六角及黒漆圓形の箱現存せるあり。弘仁二年の官物勘録及齊衡三年の雜財物實錄斷簡に記載せられたれば、亦是奈良朝皇室の御遺物とす。惜むらくは、後世これを出し用ゐしが爲、破損甚くして、今は僅にその殘缺を存するのみ。

獻物帳以外の君臣の獻品

中倉及南倉所藏の寶物中、その獻者の知らるゝは、最勝王經、天平十四年二月十日の勅遣捨入、犀角把白銀葛形鞘珠玉莊刀子一雙、牌に橋夫人奉物とあり、橋夫人は光明皇后の御母君なり、日子手辛鋤、東大寺、天平寶字二年等に過ぎず。天平勝寶四年四月九日の大佛開眼供養會、國史にこれに精し、實に非常の盛儀にして、上は聖武太上皇、光明皇太后及孝謙天皇

を初め奉り、百官、臣民、僧俗、老若、殆ど狂喜してこれを營みしことなれば、物件獻備の盛なりしこと、想像に餘りあり。されば當時に於いてすら、その奉獻者を詳にせざるもの少からざりきと見え、現に銀合子及黒柿臺を納めたる木匣に紙を貼して、爾餘の品名と共に、不知獻者と記せるさへあり。獻物に附せし小木牌のみ遺れるも少からず。その中にも「橋夫人」、「藤原朝臣袁比」、「藤原朝臣百能」、「巨善光」、「巨信勝」など記せるあり。又瑪瑙杯及白瑠璃高杯を納めたる黒漆櫃の附牌にも、「天平勝寶四年四月九日」と記せるものあり。蓋し皆當時の獻品なり。嘗に然るのみならず、大佛は實に皇室御建立の最も重要な本尊にして、國家信仰の中心なりしかば、開眼供養會前後の平時に於いても、上下の喜捨亦夥しかりけむとおぼしく、上記最勝王經帙等の外、會前の奉獻と思はるゝ香箱、密陀彩繪漆箱、貼紙に納せり、青木香會前、東大寺と記せり、及天平勝寶五年三月廿九日の奉獻と思はるゝ元正天皇恒持の心經の牙牌、平城宮御宇、中平勝寶

廿五年歲次癸巳三月 亦現存せり。以上の諸品、並に聖武天皇の御禮履南倉に在りにも、崩御後の廿九日と記せり中倉に藏せらるる聖武天皇の御禮履南倉に在りにも、崩御後の奉獻ならむ。

大佛開眼供養會前後の備品

大佛の御建立については、大佛殿落成の前後に亘り、官に造東大寺司の設ありて、長官、次官以下の諸吏を置かれ、又造佛所、厨子繪所天平勝寶四年繪所大東寺彩飾の繪工場、天平實字二年の文書に見ゆ等の官設の工場ありて、内匠寮、畫工司等の工匠、畫手を役せしめ、以てその建築の營造、器財設備の一切の事に當らしめしものなるが故に、當時新造又は官給の備品、善を盡し美を竭したるもの夥しかりきと見ゆ。現存品中、天蓋の莊飾金具かぎと思はる、金銅鳳形及雲花形雲花形に、東大寺高蓋万呂作天平勝寶四年四月九日の刻銘あり。竝に多數の伎樂面内匠寮の造樂面工とおぼしき作者の名、及、天平勝寶四年四月九日の銘記あるもの少からず。等の如きは、即ちこれなり。その餘、白檀八角箱吉野堂の蘇芳地金銀繪箱東大寺の黃楊木金銀繪箱東大寺の黃楊木几大佛殿の黒柿蘇芳染金繪長花形几戒壇の銘あり、以上中倉所藏

彫木金銀繪花形合子戒壇堂の銘あり、又は蓋にして、當時の新造に係るものならむ斑犀如意東大寺の桐蘇芳染螺鈿琵琶東大寺の竹尺八寸二管の銘あり、以上南倉納物等も、亦皆然り。す。聖武太上天皇が大佛の開眼眼をに用ゐさせたまひ、後又文治元年八月廿八日、後白河法皇が再び用ゐられし筆墨は、供養會の特別なる遺品なり。

聖武天皇御一周忌の遺品

天平勝寶九年五月二日、東大寺に於いて、聖武天皇崩後御一周忌の大法會ありき。こも亦言ふまでもなく、皇室の執行に係り、極めて莊重嚴麗の盛典なりしかば、特にその準備の爲おぼしき繪花盤所天平勝寶九年二の官設さへありて、法會の前後に亘り、新に營作せられし器財、亦夥しかりしもの、如し、されば、現に南倉の藏品中、金銅枚幡の鎮鐸には、法會日の刻銘あり。伎樂面中、同年の製に係るもの亦少からず。井に銘

文書圖籍

中倉の現存品中、獻物帳にも記載あらず、又大佛の開眼供養會及聖武天皇御一周忌と關係なく、而もその年時の明なるものは、文書圖籍の類を主とす。古文書は正集四十五卷、續修五拾卷、續修後集四拾三卷、續修別集五拾卷、塵芥文書卅九卷、別冊に三續々集四百四十一卷、別冊に二ありて、奈良朝以前のもの、大寶二年の御野國山方郡もあり。我が國古代史の資料として貴重なるもの、この三井田里戸籍帳の如し。の上やはある。圖籍の類には、天平勝寶八年六月六日の東大寺山堺四至圖、天平寶字三年十一月十四日の越中國射水郡須賀野東大寺開田地圖、越中國印あり天平神護二年十月廿一日の越前國足羽郡糞置村東大寺開田地圖及慶雲四年七月廿日の書寫に係る詩序一卷等あり。

年代不詳の諸品

上記以外の諸品は、獻物帳及古曝涼帳のこれを徴すべきなく、又その物に就いて由來を知るべき銘記等あらざるを以て、製作又は納入の年代を詳

にするに難しと雖も、これを前述の如き年代の明確なる物件中の同種のものに比較するに、作風、手法乃至古色までも、全然同様のものゝみなるが故に、是等も亦皆奈良朝殊に聖武、稱徳兩朝前後の物なること、一たび正倉院に入りて寶物の實際を拜觀せる者の、皆等しく首肯する所なり。たとへば中倉所藏の未だ使用せざる料紙、筆墨を以て、前出の書卷及文書の用紙、乃至大佛の開眼に用ゐし筆墨に較べ、南倉の樂器及鏡等を最初の獻物に係る同種の物に較べたらむが如し。たゞひ北倉に同種品なき物と雖も、その作風、手法及古色の同一なるよりして、同年代の遺品なることを證すべからざるはあらず。蓋し皆天平年代に於ける上下の獻品、又は東大寺所備の什物に係り、北倉の寶器に準じて、尊重保存せられしものなり。

納倉の移動及官物、寺物の別

齊衡三年の曝涼に至るまでは、勅封の官物は北中二倉の納品に限り、綱封

なる南倉所藏の東大寺什物と混淆することあらざりしもの、如くなれど、建久以後は曝涼開檢の時、三倉の納物彼此移動せしもの少からず。その一二の例證を擧げむに、たごへば、建久開檢の時は、多くの大刀北倉に在り、倉今中代々の目錄古曝涼開檢以下中倉に在り、倉今北慶長開檢の時は鳥毛屏風中倉に、倉今北蘭奢待及多くの大刀北倉に在り、倉今中元祿開檢の時は鳥毛屏風、聖武天皇御袈裟及屏風の一部、倉今北藥種、倉今北藥壺、倉今南佛具、倉今南等中倉に、蘭奢待、投壺、多くの大刀、青石龜、繪毛氈、倉今中冠桶、屏風の一部、倉今北南倉に在り、天保開檢の時は、蘭奢待、聖武天皇御袈裟、記録、繪毛氈の一部、鳥毛屏風、繪屏風、倉今北投壺、倉今中南倉に、倉今北藥種、倉今南繪毛氈の一部、倉今北玉箒、倉今南等中倉に在りしが如し。されば勅封と網封とは、古こそ劃然たる差別ありけり。中世以降は、たとひ南倉の網封たるに拘はらず、東大寺のこれに對するは、殆ど全く勅封の北中二倉と同じくして、決して肆に開閉出納せず。殊に元祿以來は、南倉の開檢すら、これを

勅使の爲すに任せたりき。これ即ち明治の御代に至りて、南倉も亦共に勅封と爲れる漸を爲し、なり。然れども、決して單に御下賜金を以て、一朝寺物を官物と爲し、には非ず。由來正倉院の官物と寺物とは、殆ど區別あるにあらず。勅封の寶物は、特にその保管を嚴重にしたるに過ぎず。寺物と雖も、その實は皆これ官物なり。所以者何と云ふに、東大寺は元官寺にして、聖武太上皇その御開基たり、建立、設備總へて國家朝廷の經營に成りしものなること、上にも云へるが如くなればなり。網封藏すら東大寺が曾てこれを肆にせず、近年に至りて、擧げてこれを朝廷に奉れるも、亦固よりその處とす。

器品の概説

正倉院所藏の器品は、その種類頗る多般にして、衣冠、佩飾、家具、文房、飲食、遊戯、舞樂、佛教等よりして、劍、鉞、弓箭、馬具乃至農工の諸具に至るまで、皆備は

らざるなく、支那にしては隋唐、日本にしては奈良朝に於ける人間の文物、乃至生活の状態、略皆これを詳にするに足れり。左に類を分ちて、各々これを略述すべし。

鏡及鏡箱

鏡はその形に圓鏡、八角鏡、六角鏡、八稜及六稜十二稜鏡、方鏡あり。その質に銅鏡、白銅鏡、銀鏡、鐵鏡あり。その背の文にて言へば、鳥獸花背、花鳥背、漫背、文無槃龍背、山水花蟲背、山水人物花鳥八卦背、花文背、鳥獸葡萄背、篆文背等あり。背の質にて言へば、普通鑄出の外、平螺鈿背、金銀平脫漆背、銀背、七寶背あり。鈕に著くるに、紅色又は白色の帛帶、若くは組緒、或は木綿緒、木綿は古謂はゆる木綿障など、これのみならず、を以てし、錦綾等の覗、箱の内を具へたる漆皮、金銀平脫又は木製貼錦等の箱に納れ、或は更に木匣に藏せり。鏡の面背、往々古色の蒼然たるもの無きにあらねど、千載人間の撫摩を経たる、謂はゆる傳世古色の支

那鏡に見るが如きに似ず、大抵新に型を脱したるが如く、中には鏡面尙明かに影を映するものさへあり。保存の完全なること、誠に驚くに堪へたり。若し土古、水古又は謂はゆる傳世古色の支那鏡のみ見し眼もて、始めて正倉院の鏡を見たらむには、千歳以上の古物、隋唐頃の鏡と思ふ者なく、その甚だ新なるを怪まざる人はあらず。風と光とに觸るゝことを絶たば、物の化蝕せざること、實にかくの如きなり。葡萄鏡は支那人の皆漢鏡と謂ふ所のものご全く同じけれご、蓋し唐製なるべく、その餘、篆文背及鳥獸花背中の或るものゝ如きも、共に日本製ならざるべしと思はるれご、正倉院の古文書卷中、東大寺鑄鏡用度注文と云へる天平寶字六年の記録に、四面の鏡を造るに要する熟銅、白鐵、臘蜜、鐵精等の斤兩を初め、職工の人員及食料等に至るまで、明細に記されたるものあり。又日本にて畫かれしこと疑なき鏡背の下繪ありて、その蒼龍、玄武、朱雀の形式、全く現存の鏡背に見る所の

鳥獸及蟠龍等に同じきを以て考ふれば、必しも皆唐製に非ざること明けし。螺鈿背、平脱背は、鏡背に漆して、螺鈿又は金銀平脱の莊飾を施し、銀背は銀の薄板を鏡背に被せて、これに文様を毛彫せるものなり。この三種及七寶の背は、支那の古鏡及我が後世の鏡に一も現存するものあるを見ず。蓋し或は日本古代の特有か。或は隋唐の古制にして、支那に偶々その遺品を傳へざるものか。たゞ螺鈿背の文様は、唐の寶相花鏡に酷似せり。

樂器

樂器は大抵支那樂器にして、他は僅に一二の新羅琴あり。和琴は却りて存せず。蓋しその普通品なるを以て珍重せざりしが爲ならむ。新羅琴は桐製にして、金鏤鏤は如しの文様、僅にその痕迹を見るべきのみなれど、器の形制は即ち略全し。支那樂器には琴、琵琶、阮咸、笙、竽、横笛、尺八、律管、篳篥、陶鼓、洞及琵琶の撥あり。琴は黒漆地の金銀平脱にて、莊飾頗る美なり。

琵琶及阮咸は、紫檀に螺鈿又は木畫木畫を施し、蘇芳染の楓に螺鈿を施し、又は桑木もて造り、捍撥捍撥には多く皮を張りて、然り亦彩繪を施し、又は玳瑁を張りて螺鈿を加へたるものあり。製作最も巧麗を極む。その撥は紅牙撥撥及紫檀金銀繪あり。笙及竽大笙を字と云ふは吳竹又は假斑竹にて作り、膝壺は黒漆に塗り、又これに金銀の平脱もて文飾せり。竝に長さ吹口今の笙に無しを具す。横笛及尺八は、玉石、象牙又は竹にて造り、間々巧密なる花文の彫飾を施せるものあり。篳篥は木製にて、富麗なる繪飾あり。是等の中、五絃の琵琶は、四絃のものよりも形制頗る古し。こおぼしく、その絃藏及海老尾の屈せずして長く伸びたるは、印度式原形琵琶は梵名の音翻の面影を存せり。これと阮咸及篳篥四絃の琴、廿四絃、漢晉魏に行はれ、唐に衰ふ。こは、正倉院の外、支那乃至世界にも、その古器を傳へたるはあらざるべく、たゞ明樂の月琴古より阮咸の異名、阮咸の遺制と見え、歐洲の「ハアプ」の篳篥に似たるに過ぎず。琴はその腹内に「司兵韋家造此琴」との銘記あり。

れば、唐製なること疑なく、楓、蘇、芳、染、螺、鈿、琵琶、紫檀、木、畫、琵琶及阮咸も、その
捍撥の皮、畫よりして、唐製ならむと思はるれど、この種の唐式樂器は、正倉
院の外に古代の遺品なく、これに施せる如き螺鈿、木畫、皮畫等も、唐代の舊
物固より支那には現存せずして、これを見るに由なければ、爾餘諸品の唐
製なるか日本製なるかを明めむこと、今にして難事中の難事なり。たゞ諸
器の形制に至りては、固より隋唐の式なること言ふまでもなきのみ。

伎樂面

伎樂は今その樂曲を傳へずと雖も、奈良朝には最も盛に行はれき。されば
大佛開眼供養會には、いと盛大なる伎樂の演舞ありきと見え、當時用るし
假面、正倉院に現存するもの甚だ多く、その數實に百六十四面あり。その中、
往々裏面に供養會の年月日及造功の日數、作者の姓名、所用樂曲の名等を
記せるものあり。竝に内匠寮造樂面工の手に成りしものならむ。木彫と夾

苧漆製とありて、共にこれに彩色し、或は頭髮、鬚髯を植えたり。獅子面の如
きは、眼球及下顎を動かすべし。木彫のものは、その材皆桐を用る。夾苧漆
製は破損せるもの多し。樂曲又は面の名の、面裏の銘記に依りて知らるゝ
もの、婆羅門、獅子、用論、大孤兒等あり。その餘は、名稱不明とす。當時の樂には、
大歌、唐古樂、拍樂、度羅樂、吳樂、林邑樂、雜樂等あり。伎樂は吳樂を主とし、林邑
樂、度羅樂等をも併稱せしものゝ如くなれど、今は奈良朝の古面を呼ぶに、
概して伎樂面の名を以てす。然れどもその中には、唐古樂、高麗樂等に用ゐ
し面も、蓋し或は混在すらむ。

遊戲具

遊戲具には碁、雙六及彈弓、投壺の四品あり。碁局には木畫紫檀あり。雙六局
には、木畫紫檀、木畫螺鈿、木畫沈香及桑木等あり。中に就いて最も美なるを、
木畫紫檀碁局とす。紫檀にて造れる局面に、象牙の界線と木畫の花眼目井と

を施し、側縁、床脚等の莊飾も象牙及玳瑁を用ゐ、側面の輪廓は木畫にして、その中に象牙浮彫の人物、鳥獸、花文等を嵌莊し、金環を著けたる抽斗前後に在りて、その一を引けば、他の一抽斗おのづから出づべき機關あり。抽斗内には一方に龜、一方に鼈の形を彫出し、その背を穿ちて碁子を容るべからしめたり。浮彫の獸には、象、駱駝、獅子等多く、胡人の形狀と共に、西域殊に波斯、印度の技風影響の迹著きを認む。この局の容器として、金銀龜甲龜あり。碁子は別に金銀平脱の漆合子に納れたるものあり。紅牙と紺牙との碁子の両面に、一々皆撥鏤もて花鳥文を彫飾せり。碁局は後世の製も往々描金、螺鈿等あり、合子も亦巧を極めたるもの少からずと雖も、碁子に至りては、後世の物、かくの如く美なるはあらず。この象牙撥鏤の碁子、恐らくは實に古今無比ならむ。雙六は碁よりも盛に行はれきと見え、その局存するもの五六面あり。木畫及螺鈿の莊飾、多くは亦巧麗を極めたり。中に就いて獻

物帳記載の一局最も美なり。これを容るゝに漆縁籬條龜粗竹にて編めるもの、篋の粗なるを籬條と云ふを以てせり。雙六子はその形後世の物と同じからずして、全く碁子に似たり。演戲の法或は近世と異なりしにや。水晶、琥珀及黃、藍、淺綠、綠、白、黑等諸色の玻璃もて造れるもの、黒漆皮箱と共に存せり。雙六頭子は象牙製にて、成品及半製品を現存し、これを振るに用ゐる筒は、紫檀製にて銀縁を著け、金銀泥繪の花文もて莊飾せるもの一を存ず。

彈弓及投壺は後世に絶え、正倉院所藏の外、その具存するもの極めて稀なり。彈弓は二張あれど、共にその矢ごも云ふべきものなきを以て、演技の法詳かならざれど、或は丸を弾きて的中してしものか、弓身は木、弓弦は竹にて造り、弓身漆塗のもの、鼓樂技曲の小人物多數を畫けるものごあり。後者は漆畫に似て、人物の服飾、以て隋唐乃至日本奈良朝の風俗を考ふる好資料たり。投壺は金銅鍍金にて、山水、人物、花鳥等の莊飾畫及文様を毛彫し、

口側に兩耳あり。これに投入して輪贏を争ふに用ゐたり。けむ矢は、全體木製にて、一端は球狀の鏃と爲り、一端は扁平にして以て羽狀を爲せり。

衣冠

衣服の類にて正倉院に存するは、聖武天皇の御袈裟と、大佛開眼供養會に用ゐし伎樂の裝束とを以て、その主なるものとす。袈裟は七條と九條とあり。これを現今佛教諸宗用ゐる所のものに較べて、古式を稽ふるに足れり。伎樂の裝束には、袍、襖子、汗衫、半臂袴、接腰帶及襪等あり。又聖武天皇の御帶及禮冠あり。御帶は偃鼠皮又は鞣鞣もて造り、斑犀角又は斑貝の巡方及丸柄（まがら）を著けたり。後世の石帶の古式と見ゆ。惜むらくは破損して形制全からず。又玉帶ありき。今たゞ容器を傳ふ。禮冠は僅にその殘缺を存するのみ。然れども、爾餘の諸品と共に、皆以て隋唐乃至日本奈良朝の俗を徵すべし。開眼供養會の演奏に用ゐし伎樂の裝束（聖武天皇天平勝興四年四月九日の記録あり）は、破損甚しと雖

も、その數極めて多く、以て當時扮裝の狀を考ふるに足れり。その中、一綠綾袍の袖裏に、田上王の御名を記せるものあり。この王は續日本紀にも見え、官縫殿頭、位正五位下に至りし人なり。聖武天皇の御袈裟は格別の事ながら、國史に見えたる千百餘年前の人の著用せし衣服の現存せること、實に奇ならずや。

杖及履

杖は丁字形を爲し、玳瑁もて竹形に造り、又は八角の木心に玳瑁を貼りて所々に樺纏（かまくら）を施し、稜線及尖端を象牙にて飾れり。又杖刀（今の杖）あり。履は繡線鞋と皮製の御禮履とあり。何れも隋唐の形制なるべし。前者は錦綾もて造りて繡飾を加へ、後者は赤白二色の皮もて造りて、黄金を縁飾にし、眞珠及各色の寶玉を鑲めて華美を極めたり。

刀子

刀子たぎは古の俗帯に繫著して常に佩用せしものと見え、左右に用を帯ぶるは支那の古俗なり、唐高宗勅して三品以上三品以上に金銀刀子刀子、一具を賜ひ、文官並に手中、正倉院中、獻物帳に見えたる聖武天皇の御遺物を初めとして、現存品甚だ多し。その刃は今の謂はゆる小柄こづかと同じく、その把と鞘とは、象牙撥鏤、犀角、水牛角、紫檀、黒柿、沈香、青石、斑竹等もて造り、或は漆鞘、樺纏等あり。金、銀、金銅、珠玉もて鈿莊かみづらし、或は飾るに玉蟲たまむしの羽を用ゐ、頗る巧麗を極めて、而も意匠の變化多し。間々刃身に雕鏤を加へたるもあり、皆附くるに緒を以てす。多くは二口一雙を爲し、或は三合鞘、十合鞘あり。十合鞘のものには、普通の刀子の外、錯鑽さくせん、鉤かぎ等鉤等を合せ納れたり。刀子は大抵長さ六七寸なれども、中には一尺二三寸にも及べる短刀の如きものあり。その漆鞘等の金銀鈿莊、佩劍けんと華美を競ふに足れり。

笏及尺

笏しやくは象牙、魚骨もて造り、別に文飾を加へず。形制略後世の物に同じ。尺は皆象牙製にて、白象牙の莊飾なくして分目を刻せるのみなるは稀にて、大抵紅、紺、緑等の色に染め、巧麗なる花鳥文の撥鏤を施し、その文様の區畫もて寸と爲せり。尺のかくの如く美なるもの、亦後世絶えて見ざる所とす。

筆墨紙硯

筆は斑竹、假斑竹、梅羅竹、豹文竹、篠竹等を以て管と爲し、大抵象牙の頭及縁飾を著く。間々紫檀頭のものあり。皆管と同製の帽を具ふ。帽頭、帽縁并にその管の頭と縁とに同じ。管帽共にその頭及縁は精巧なる轆轤工もて莊飾し、或は更に金銀の鏤飾を加へたり。毛穎太く短くして、その形謂はゆる椎いば實筆ひたしに同じく、毛中には紙纏を用ゐたり。隋唐乃至日本奈良朝の書は、皆この種の筆もて書きしならむ。謂はゆる唐風、古寫經風の書を作らむに、かゝる筆ならでは、形神の肖似を得られまじか。墨は新羅墨多く、又唐製のものあり。前者には「新羅楊家上墨」、「新羅武家上墨」等の押出文あり。後者の一に

「華烟飛龍鳳皇極貞家墨、開元四年丙辰」云々の文あるものあり。盛唐開元年製の銘記ある墨は、これ實に世界の一品なるべし。紙は白麻紙、色麻紙各百張を卷きたるまゝにて、未だ使用せざるもの多數を存ず。隋唐の寫經、奈良朝の文書、その用紙は皆即ちこれに同じ。硯は六角青斑石の中央に風字形の瓦硯を嵌め、紫檀木畫の蓋と床脚を具へたるもの一を存ぜり。

枕、軾、褥、氈

枕及軾は、獻物帳に見えたる聖武天皇御遺物の大枕一、御軾二あり。兩者略その形制を同じうし、共に横長立方状にして、軾は枕よりも一層長きのみ。枕は白練綾にて造り、夾纈羅の帶三條を著けたりきと云へれど、帶は今存せず。軾は紫地鳳文錦、長斑錦もて造れり。褥も錦綾を厠用し、その縁飾甚だ美なるものなりき。今たゞ殘缺を存ず。氈は大小種々あり。花文頗る美にして、今もその多數を現存し、破損極めて少し。

椅子、挾軾及小架

椅子は構造略後世の物に似て、背後の凭りかゝり及左右の肘懸あり。木製にて塗るに赤漆又は黒漆を以てし、床は編むに籐もてせり。挾軾今普通脇は近世のもの、如く織物の上張りあらずして、細長き上板に兩脚を具するのみなれど、その上に敷きし褥ありしなり。今その殘缺と思はるゝものを存ず。聖武天皇御遺物の挾軾の如きは、紫檀製に精巧なる木畫を施して、莊飾甚だ美なり。又形狀これに同じくして、たゞ黒漆塗のもの一脚あり。この餘、小家具の類に一小架あり。形今の手拭懸に似たるものにて、紫檀及象牙にて作り、玳瑁を厠用せる木畫及象牙撥鏤の莊飾極めて巧麗なり。兩柱の上部に上向の鈎兩面各一雙を具すれど、用途明かならず。

薰爐及火舎

薰爐は銀製、銅製の二口あり。全體球状にて、滿面に漏空雕飾の花文あり。半

ばよりこれを開けば、内に廻轉不覆の灰盤あり。その構造近世の謂はゆる
龕燈提灯かんとていとうの機關に同じ。室内又は衣服を薰ずるに用ゐしならむ。西京雜記一
臥褥香爐に
名被中爐あり、機關轉運して
爐體常に平なりきと云ふ火舎かゝは灰盤を白大理石、脚を金銅にて造れるもの
こ、全體金銅製のものごあり。大體の形式近世の獅嚙しをか火鉢に似たれど、脚は
兩品共に五脚なり。大理石火舎の脚は、獅子の仰いで灰盤の底側に噬み著
きたる形に作り、金銅火舎の脚は、獅嚙火鉢の脚に似て、獅子に類せる有角
獸の口より一脚の出でたる形に作り、別に同式の極めて小形なるもの
一口あり。是等の火舎の形は、伊太利等にて今も現に用ゐる所の火舎に類
せり。製作は支那若くは日本なるべしと雖も、形制の原、蓋し或は西方亞細
亞乃至歐洲より流傳せしものか。

屏風

屏風には書屏風、畫屏風、夾縑屏風、縑縑屏風、鳥毛屏風あり。書屏風と畫屏風

こは、今皆逸してこれを存ぜず。殊に惜むべきは、歐陽詢眞跡書及臨王羲之
諸帖書、并に唐畫、百濟畫、日本畫等の盡く失せたることなり。然れども鳥毛
もて貼成せる書畫の屏風三帖各六扇を現存するは、不幸中の幸と謂ふべ
し。夾縑及縑縑の屏風は各々若干扇を存ず。屏風の制、書畫の四周は、赤、紫、綠
等諸色の錦綾、又は夾縑、縑縑等もて縁飾し、背面には綾、縑等を貼り、帖ちふは
漆木、白木、假斑竹、或は稀に象牙撥鏤を厠用して造り、釘かぎは多く金銅を用
ゐ、接扇各扇を繋ぐ紐には紫皮、緋皮又は各色の夾縑、縑縑を用ゐ、これを藏するに
は、縑又は措布の袋に納れ、或は間々綾幪敷風呂に包めり。古の建築は、今の明
り障子の如きものなく、晝間風を防ぐに缺く所あるが爲、屏風は頗る必要
なりきと見え、最初の獻物帳の記載にすら、その數壹百帖あり。今も破れた
る骨のみ存するもの甚だ多し。

櫃及厨子

櫃は謂はゆる韓櫃かんびにして、長方形に四脚を有する形制の大體、後世の物に同じ。大小は一ならず。その粗品は素木製なること言ふまでもなけれど、又往々これに墨畫を描き、或はこれに漆し、或は更に密陀繪みつだまもて花鳥、龍獸等の文様を畫けり。禮冠の箱を納れたる小櫃には、八角及六角にして脚なきものあり。今も韓國用ゐる所の器に同じ。塗るに赤漆を以てせり。厨子は椶木、黒柿等もて造り、或は塗るに赤漆を以てし、兩開きの扉を有し、短き床脚あり。扉或は兩面に在りて、前後より用ゐるべきものあり。扉には金銅の鑰かぎを附く。内部は棚板ありて二三層を爲せり。その最も貴重なる椶木の厨子、六代の天皇傳持のものあることは、上に述べたり。獻物帳の記載に依りて考ふるも、厨子は座右に置きて、書卷乃至文房具等を納るゝに用ゐしこと、猶後世の棚の如くなりしならむ。

箱、合子及壺、瓶

箱は大小形式、材質、用途に於いて、各々種々の變化あり。正倉院御物中、箱の最も美なるは、螺鈿玉帶箱、銀平脱鏡箱、金銀平脱漆皮鏡箱、玳瑁螺鈿八角箱等あり。玉帶箱は螺鈿に水晶を厠用し、纏網錦えんまうの覗のぞり内張うちぢを著けたり。銀平脱鏡箱には圓形と八菱形とあり。その平脱極めて緻密にして、殊に後者は形制最も奇巧なり。金銅の鑰を附く。鏡箱には尙漆皮の圓形及八角の箱に金銀泥繪を畫けるあり。木製の八菱形箱に美錦を貼せるあり。何れも皆錦綾等の覗を有す。鏡はかゝる箱に納れ、更に杉素木製八角箱に入れたり。その木箱亦紙覗あり。由來正倉院の諸箱には、錦綾、染紵せんぢ又は色麻紙いろあしの覗なきはあらず。これ即ち古制なり。鏡箱に非ざる箱に漆皮箱、木箱甚だ多し。是等の漆皮箱は大抵長方形にして、座右の雜用小品を納るゝに用ゐしならむ。現に獻物帳に見えたる小漆皮箱に、雙六子、雙六頭等を納れたるあり。文飾は或は金銀泥繪、或は金銀平脱を以てせり。木箱には沈香木畫箱、密陀繪箱、梗

楠木、紫檀、紫檀木畫、白檀八菱形、朽木木畫、檳榔木畫、朽木金泥繪、黑柿金銀繪、如意箱假斑竹箱及漆塗等の諸箱あり。大抵皆床脚あり。俗に掛箱往々金銅の鑰を附け、亦皆錦、綾、緋、紙等の襖あり。是等の諸木箱中、殊に美なるは、沈香木畫、紫檀木畫等にして、沈香木畫の一箱、水晶板下に彩繪を伏せ、床脚に象牙の漏空彫の花文を用ゐたるもあり。頗る印度工藝の餘風あるを認む。又金銀を界線として沈香材を龜甲形に貼り、又小菱形文に嵌莊して、床脚に象牙の撥鏤を用ゐたるあり。紫檀木畫箱の木畫は、花文纖巧を極めたり。朽木木畫、檳榔木畫の箱も、各々その材を小菱形に嵌莊して、縁飾に細密なる木畫を施せり。朽木金泥繪箱は、その朽木の木理を金泥にて描起したる意匠頗る面白し。形制の奇巧及構造上技術の最も嘉すべきは、檜楠木及白檀八角箱とす。假斑竹箱の縁に假作玳瑁を用ゐたる意匠亦佳なり。漆箱には圓筒形の御冠箱等あり。その餘特殊の箱には、所容品の形に造りたる如意箱、尾

箱、共に漆塗三鈷箱あり。碁局を納れたる金銀龜甲箱、雙六局を納れたる漆縁籬

條籬あり。前にも述又白葛箱、其にて編める小藺合子藺にて編みたる等あり。

合子は大概低き圓形にして、銀平脱合子、金銀泥繪杉合子及藥を容れし素木合子あり。銀平脱合子は碁子を容れ、又琴絃等の如きものを容れたるなり。木合子は轆轤工にて、金銀繪杉合子も亦碁子の容器なりき。壺の類は、藥壺に陶錫の二種あり。又藥碗あり。瓶には陶製の花瓶の如きもの一を存す。

飲食器

飲食器の中、佛教具に屬するものを除けば、その類甚だ多からず。陶皿、陶碗、陶盤、皆磁皿と稱せり玉盃、犀角盃、瑪瑙盃、玻璃長盃、玻璃水瓶、玻璃碗、玻璃高杯、鑰匙及胡瓶、胡罇等あるのみ。玉盃は白玉の長盃なり。犀角盃には甚だ淺くして實用に供し難きもあり。蓋し或は時に削りて藥種に用ゐむとてか。玻璃盃はその形大體今の歐洲の葡萄酒盃に類し、座は金屬もて造れり。玻璃水瓶も

形制全く今の歐洲の物に同じく、高杯も亦その菓子器に似たり。鑰匙は韓國の具に類す。胡瓶は籃胎に漆して、細巧なる銀平脱の鳥獸花文を莊飾せり。形僧家の水瓶すいびょうに近し。胡罇は黒漆もて塗れる巨腹細口の奇器にして、一雙の鐵環を著けたり。蓋し共にその原西域所出の器にして、後者は水若くは酒を藏するに用ゐし物ならむ。

佛像、佛座

佛教像は麻布墨畫の菩薩圖及銅鑄牛肉の釋迦、多寶佛像あり。佛座に木彫の極めて精巧なる華座けわざを存ず。又別に皮製の蓮花盤一雙あり。漆皮もて八瓣四重の蓮花を作り、花瓣の表裏に華美なる人物及花鳥等の文様を畫き、これを木彫設色の石座の上に置き、花中に黒漆金薄繪うすえの圓盤を載せたり。亦これ像設の臺座に用ゐしものか。この餘、元祿の時の目錄には、南倉の藏品に、佛教の彫像及畫幀多かりしに、何れの時逸しつるにや。いと惜むべき

ことなり。

幡蓋、鈴鐸

幡は殘缺の存するもの少からず。錦、綾、羅等を用ゐて、頭縁、垂等を莊かり、又更に邊飾に綺を以て美麗なる押縫を施せり。その略よ全きもの亦これあり。素絹を地こして、後の密教の四供養菩薩の如く、寶冠を戴き、手に種々の印契を結べる四菩薩像を彩畫し、紫絹に花文を畫きて縁飾えんじゆと爲し、幡頭ばんづつ形かたちには一未敷蓮花いみぢれんげを畫けり。四菩薩の印契、後の密教の四供養菩薩と合はざるは、奈良朝古密教の異傳に屬するものなることを徵すべきに似たり。又金銅幡の形制頗る奇巧なるものあり。種々の花文漏空彫の間、并にその左右及下邊に、多くの鈴及杏葉あんが、小鐸を著け、莊麗實に無比なり。別に枚幡まいばんと云ふものあり。きこ見え、枚幡鎮鐸數箇を存ず。舌下に花形を吊り、花間に小鈴を著けたり。その一、聖武天皇御一周忌の遺品なること、刻銘くちまににて知ら

る、ものあり。天蓋も殘缺少からざるを以て、その莊飾の美を考ふるに足れり。蓋上に著けし鳳形、四隅に用ゐし厥手くわてとおぼしき雲花形あり。共に金銅製にして、大佛開眼供養會の物なること、亦その刻銘くわてに依りて知らる。鈴も亦金銅にて、現存品尙多し。或はその全面に花文を毛彫せるもあり。是等の物を用ゐて莊嚴せし大佛殿の當時の華麗は、想像の眼に歴々として映ずる心地す。

經典、經帙及經筒

經典は梵網經一卷を正倉院に存するのみ。經帙は天平十四年勅して諸國の國分寺に納められし金光こんくわうみやう最勝王經の帙等あり。この帙は竹を緯いととして、各色の絲もて編織し、錦縁及錦綺の紐もて莊飾せるものにして、天平十四年歲在壬午春二月十四日勅依、天下諸國每塔安置、金字金光最勝王經の文字及花文を織り出せり。又竹帙にして經絲の編織縷網文を爲せるも

の等あり。縁及紐の莊飾亦略前者に同じ。經筒は木にて造り、八角筒形又は圓筒形上記梵網經の筒にして、或は金銀泥繪の花文を畫き、梵網經筒或は沈香末もて塗飾せり。圓形のものはその端を開くべく、八角形のもの、半ばより豎に開くべし。

供佛器

供佛器は現存品頗る多し。類に従ひてこれを擧げむに、銀盤、金銅小盤、金銀花形合子、木彫花形合子等は、まづ同種の物なり。銀盤及金銅小盤は、共に精巧なる花文を毛彫し、葉形の脚あり。金銀花形合子は、臺ある盤の蓋を具へたるものにて、蓋は漏空彫刻、身は毛彫の花文もて滿面を飾り、蓋鈕は小蓮花内に寶珠を著けたり。木彫花形合子は花文を彩飾し、蓋は亦花葉の漏空彫刻なるものあり。脚は金銅の葉形さすす。金銅八曲長盃及六角花形盃は、或は普通の食器なるやも知れず。後者には細巧なる花文の毛彫あり。金銅、赤

銅及佐波理等の小合子は又同種の物にて、皆臺脚を有し、蓋鈕には寶珠又は五重七重の塔形あり。別に臺脚なき銀合子あり。何れも食品又は淨水、香水等を佛に供ふるに用ゐしものなるべし。繪箱も亦供佛の器ならむ。現存品甚だ多く、上記の諸木箱に比すれば、較く粗品なり。雖も、その彩飾は最も奈良朝花文の美と巧さを觀るに宜し。皆木製にて、大抵塗るに碧、綠、蘇芳、淡紅、白粉等の彩色を以てし、間々蘇芳染の黒柿及黃楊木製にて塗彩せざるもあり。竝に金銀泥及種々の顔料もて、意匠の變化頗る富贍なる美麗の花文を畫けり。箱の形狀は皆長方にして、床脚を有し、内部には皆絹紙等の襪を貼せり。繪箱の變體に籠箱あり。貼るに羅を以てせり。箱を載するに几を以てす。几は大抵花形にして、脚は多く木彫の葉形を用ゐ、或は稀に箱の床脚の如くにして、帖角の金具を打てるものあり。几の彩飾は一に繪箱に同じ。こも亦間々黒柿、黃楊木等の素地もて造れるもあり。箱を載するには、

几上に敷くに褥を以てす。褥の形必ず几面の花形に應じて、錦綾羅綺の縁飾押縫甚だ美なり。是等の外又盆及華籠あり。盆は球殻狀に窪みたる圓形にて、塗るに漆を以てし、内面をば白密陀もて塗り、金泥にて山水、人物、鳥獸、花草等を描けり。亦これ供佛器の一か。同形の現存品甚だ多し。華籠は竹にて編める淺き籠にして、別に莊飾の言ふべきものあらず。

僧道具

僧の用ゐる道具亦少からず。その食器には陶鉢、銀鉢あり。銀鉢は頗る大にして、狩獵の圖を滿面に鏤鐫せり。正倉院寶物中、重すべきもの、一とす。容器には水瓶あり。金銅製又は佐波理製にして、その形後の密教家所用の物に類して、口に人面あるもの、鳥頭の長口ありて、今の花瓶の注水器の如きもの等あり。三鈷金剛杵は密家常用の道具にして、奈良朝古密教の遺品とも見るべし。後の密教の金剛杵の形式的なること同じからず。その形甚だ

大にして、中部を握りてこれを揮ひ、以て敵を防ぐべき武器の原形たり。即ち印度の「トリシユラ」にす。仍りて想ふに、奈良朝の古密教は、金剛杵の形式化する善無畏、金剛智所傳の密教はその傳を異にし、一層原始的なるものゝ、或は南方より傳はりしには非じか。白銅製と鐵製との兩品ありて、殊に鐵製のものは極めて銳利なり。如意は犀角、玳瑁、鯨鬚等にて造り、或は竹形、或はその柄を竹根形にし、又は金銀、珠玉、寶石、象牙撥鏤乃至木畫の莊飾、極めて華美精巧なるものあり。現存品頗る多し。塵尾は支那六朝道家の用具弘明集等に見ゆなれど、隋唐、奈良朝の佛家亦これを用ゐき。正倉院に又その遺品あり。柄は漆塗、黒柿等にて、象牙の莊飾彫嵌頗る巧なり。その毛存するものを見るに、白くして硬し。却りて拂子の遺品なきを怪む。錫杖は鐵製及白銅頭鐵柄の二者を存ず。後者の頭は、花形及五重塔形の飾あり。六環の制、後世の物に異ならず。柄香爐も亦數品あり。白銅製、赤銅製又は紫檀金鈿等にして、

その花文の鈿莊及灰盤の縁と柄端とに在る金銅獅子の彫技、甚だ賞すべきものあり。柄は卷くに組緒もてせり。

武器及馬具

武器は劔、鉞、弓箭、胡篋及柄あり。劔の莊飾の美なるものには、金銀鈿莊唐大刀、黄金莊大刀、金銀莊橫刀、金銅鈿莊大刀等あり。又黒作大刀あり。皆眞直にして、後世の物の如き彎曲あらず。金銀鈿莊大刀は獻物帳中の一遺品にして、唐大刀の特徴は、鋒の兩刃なるに在り。横刀は即ち短刀なり。黒作大刀の外、その把は鮫皮、沈香木、紫檀等もて造り、或は犀角等を厠用し、金銀又は金銅を以て鈿莊し、鞘は漆塗に末金鏤又は密陀繪の鳥花文、或は金銀平脱の葡萄、獸等の文様を施し、緋緒、白皮、紫皮等の懸、下把の紫皮等の帶執おさを著け、これを佩ぶるには、黒紫羅等の帶を以てせり。黒作の大刀は尋常實用の劔なるべく、絲纏の柄、漆塗の鞘、洗皮の懸及帶執に、布帶を用ゐて佩用せり。鉞は

その鋒後世普通の槍又は片鎌の槍の如く、その鎌は鉤状を爲して下向せり。鉤亦双あり。或は鉤に双なくしてたゞ尖銳なるもあり。形狀の變化、遺品の數に共に甚だ多し。その後世の槍と異なるは、槍の如く小身もて木柄に挿すに非ずして、木柄を鋒底に挿すに在り。又別に手鉾と呼びて、その柄絲纏にして短く、鉤なくして長双の奇形に屈曲せるものあり。後世の器にその類品を見ず。刀子及是等の利器は毎歲拂拭せられて、皆新に研を發するが如し。弓は梓、槻等を削り成して作れるまゝにて、後世の如き籐纏等はあらず。箭はその羽に二羽、三羽、四羽等の差あり。或は羽の上下を玉蟲の羽もて飾れるもあり。又鏑矢あり。後世の物よりは、その製稍粗なり。當時箭の産地は上野地方を最とせしものなるべきこと、獻物帳の記載にて知らる。箭はこれを負ふに胡籬を用ひき。胡籬は葛にて編み、編製頗る巧にして、或はこれに漆せり。その上品なるものは、間々その底又は縁に、斑犀、鹿角等の厠

飾を用ひたり。形幅廣きものと狭きものとの二三種あり。紫皮、洗皮等の帶を著けて佩用に供せり。鞆は皮製にして黒漆を塗り、別に莊飾を施さず。馬具は謂はゆる唐鞍に似たり。鞍は四枚居木にて、前輪と後輪とには金銀泥繪の雲形あり。鞍に敷くに錦褥を以てす。障泥は布心に緇を覆ひ、錦もてこれを飾れり。鐙は烏鐵製の壺鐙にして、烏花文の銀鏤を施せり。銜は鐵、手綱は布鞞、鞞は紫皮に金銅の金具を加へて作り、杏葉は彫飾して珠玉を嵌莊せり。

農具及工具

農具とては寶物として存せざれど、天平寶字二年東大寺の所獻に係り、記銘り。正月子の日、孝謙天皇が耕耘の儀を行ひたまふに用ゐられけむ。手辛鋤及目利箒ありて現存せり。天皇が毎歲首の子の日に耕耘の儀を行はるゝは、當時の儀禮と見え、續紀に聖武天皇がこれを行ひたまひしこと出でた

り、手辛鋤はその尖鐵製にして、金銀泥繪の花文あり、柄は木製を淡紅色に彩塗して木理を畫けり、固より儀式の物にして、實用の具にはあらねど、亦以て當時の農具の形制を見るに足る。目利箒は目利の義明ならず、雖も、謂はゆる玉箒なり、草莖を束ねて、紫皮と金絲ともてこれを纏き、尖端に多くの寶玉を貫けり、今たゞ數顆の綠玉を存ず、これに附して臺あり、花文蝶鳥の彩繪もて飾れり、工具は小刀、鉋、今の桶工等の用ゆる鉋鉋、錯鑽、打鑽及多賀禰等各々數品を存ずるのみ。

技巧の要略

寶物器品の種類に従へる概説は、略前章に於いて分叙せり、然れども、その製作の手法に至りては、同種の技術、器品の各類に亘れるものあるが故に、同時に綜説するに宜しからざるを以て、更に本章に於いて、技巧の分類に依り、その要略を評説すべし。

書

書は二王及歐陽詢の眞跡又は搨本雙鉤填墨なり、今帝室御物及岡田正之氏所藏王羲之尺牘あり、雙鉤填墨にして、延曆勅定^{の印を押せり}、蓋し^{第七卷(白紙)の断片なり}、^{悉く逸したれども}、聖武天皇、光明皇后の御書、續集、杜家立、樂毅詩序、梵網經及獻物帳以下の古文書、當時の寫書生、寫經生等の筆に成りけむものを通覽し、更にこれを隋唐の古寫經と對較するに、我が奈良朝の書は、全く隋唐と格調風趣を同じうし、結體の端嚴、筆法の高古、到底彼此を辨ずべからず、千年以上の書にして、而も金石の刻文に非ざるものを觀むと欲せば、支那人も亦我が是等の遺品に依らざること能はじ、墨書の外、又鳥毛貼成の篆書及楷書の屏風あり、以て古代莊飾文字の作法を考ふべきなり、篆書は又獻物帳の天皇御璽及古文書、地圖等の國印に見るべし。

繪畫

繪畫は前にも言へる如く、麻布の墨畫菩薩圖、幡面の彩畫四菩薩圖、琵琶及

阮咸捍撥の皮畫等ある外、更に鳥毛立女屏風の畫、麻布墨畫の山水圖、文書中の戲畫人物圖、鏡背下繪あり、竝に奈良朝繪畫の技風、手法を觀るに足れり。麻布墨畫の菩薩圖は、草略粗笨の作なり。雖も筆力の健拔を賞すべく、幡面の四菩薩圖も亦描法稚癡、賦彩簡素にして、同時代の作なる大佛臺座蓮瓣鐫刻の佛菩薩圖及藥師寺の吉祥天圖等の精巧に比すべからず。雖も雅趣頗る掬するに足り、殊に前にも述べし如き古密教の像容、一種の特徵ありて、佛教美術史上の絶好考證資料たり。この兩品の菩薩名、今にして詳かならざるは、一定せる圖像の儀軌あらざりし奈良朝佛教遺品の常とす。琵琶及阮咸捍撥の皮畫には、騎象鼓樂圖、騎馬狩虎圖、山水人物圖、鷺鳥搏兔圖、以上圍碁圖或阮等あり。こは何れも樂器の支那製なるべきと共に、盛唐以前の支那畫とおぼしく、圖中の人物は騎象鼓樂圖の外、皆隋唐の風俗と見ゆ。鼓樂圖は古の謂はゆる南夷若くは印度の俗を畫きしならむ。皆描法

は後の云ふ所の高古遊絲描に屬して、起倒肥瘦の筆意なく、設色は甚だ濃厚にして、眞の畫家よりは、寧ろ工匠の手に成りしものと謂ふべけれど、古雅の格調頗る高し。隋唐の風俗畫、今にして見るべきもの、恐らくは是等數品の外、世界に遺品稀ならむ。配景の山水は、古代和畫の由りて來る所なるが如き趣ありて、稚癡愛すべく、馬及鷺鳥の形は、寫生の比較的巧なるを認む。鳥毛立女屏風は、人物の顔と手との彩繪なる外、鳥毛を貼成して莊飾せるもの、鳥毛悉く剝落して、下繪の描線の露れたるものなり。こは天平勝寶四年乃至八年の日本作なること、この屏風に貼用せし故紙に記せる年月と、獻物帳の記載とに依りて明かなり。各扇各一人の樹下美人を畫けり。その相貌、風姿及畫法、藥師寺の吉祥天に酷似せり。兩頬及眉間に小綠點あるは、當時化粧の風習か。奈良朝婦女の髮容乃至服飾の俗を見るべきもの、この畫の外、極めて稀なり。麻布墨畫の山水圖は、水波殆ど文様を爲せれど、

山石樹木は稍佳なり。その稚癡なる畫法は、山水畫原始の風とも謂ふべき雅味あり。東大寺山堺四至及越前足羽郡糞置村東大寺開田地圖中の山巒樹林、亦これと同様の畫風なり。鏡背の下繪に至りては、四神若龍、白虎、玄武、朱雀を畫くの極めて巧妙なるに驚かざること能はず。

器物の彩繪、金銀繪及密陀繪

器物の莊飾に施したる彩繪は、純正の繪畫よりも、却りて大いに進歩せりしを認む。蓋し大寶令以來奈良朝末に至るまでの宮廷畫工司の畫師、畫部等は、建築及器財の彩飾、その職事の最も主要なるものなりしこと、正倉院古文書中の畫工に關する記事にて、これを察するに難からず。意匠の富贍、技巧の精妙、固よりその處なり。彩繪は木製の繪箱に施せるもの最も多し。その配色の美妙、文様の巧整、眞に驚くに堪へたり。漆皮蓮花盤の花瓣に畫ける人物、鳥獸、花草等を雜へたる文様は、正倉院彩繪莊飾畫中の白眉なる

べく、誠に巧密華麗を窮極せり。金銀泥繪は多く木製の箱、合子、雙六筒、琵琶撥、盆及漆皮箱等に畫き、花文の巧妙彩繪に同じ。中に就いて、黒柿蘇芳染繪箱の金銀泥繪山水及白密陀盆の内面に畫ける山水、人物、鳥獸、花草等の莊飾畫は、殆ど純正の繪畫として觀るべく、筆力の健拔、手腕の練熟、實にこの種の尤品なり。密陀繪は推古天皇時代の物法隆寺玉匣の如しよりして既に世に有れば、最も古き莊飾畫技法の一なるべく、正倉院の寶物にも、櫃、木箱、漆皮箱、漆木箱等に畫けるもの頗る多し。その中、一の黒漆木箱に畫ける鳳花文の彩調極めて鮮麗なるものあり。木櫃に畫ける鳥獸花文の如きは、器財莊飾畫中、最も規模の雄大なるものごす。

彫塑

正倉院の彫塑品中、最も主要なるものは伎樂面にして、作者の名の知れたるものも、伎樂面の外には、たゞ一の金銅雲花形あるのみ。伎樂の曲目は大

抵皆佛教の事に屬せしものと見え、面には執金剛神及國王とおぼしきもの、并に比丘、鬼類等最も多く、又俗人、童男、童女、獅子、迦樓羅等の面あり。高鼻、長耳等怪異の面相少からず。鬼、迦樓羅等の逞しき空想を用ゐたる。國王の威嚴ある、童男、童女の愛らしき、比丘の或は語り、或は笑ひ、或は口笛を吹ける等の表情、竝に意匠と技術との自在を見る。殊に執金剛神の忿怒の相貌の如きは、佛教像の製作に慣れたる故とおぼしめて、最も巧妙を極めたり。作者は前にも言へるが如く、何れも内匠寮の造樂面工なりしなるべく、銘記に依りてその名の知らるゝ者、將李東大寺の面の銘には相李田と記せるもあり魚成、大田和麻呂、惹坂福貴、隨羣、基永師、捨目師、財福師、延均師、大日師等あり。造功も亦銘記に依りて、各面九日乃至十日を費し、ことを知る。諸家の中、將李魚成の所作最も勝れたり。その執金剛神と思はるゝ一忿怒面の如きは、有名なる天平彫像の戒壇院及三月堂の四天王等に遜らず。奈良朝彫塑家の一大妙手とて傳へざるべからざるなり。

面の外、前にも言へる釋迦佛及多寶佛の半出鑄像は、正倉院中唯一の佛像にして、天平彫像中の一佳作に數ふべし。その餘、鏡背鑄出の鳥獸等、浮彫の妙技、殆ど後世に比類なき所とす。

金工

金工品も亦多し。その作法の種類にて言へば、鑄、鍛、雕、鍍及轆轤工あり。その材質にて言へば、金、銀、白銅、銅、鍮、佐波理、鐵、錫等あり。鑄造の自在なりしこと、は大佛既にこれを證して餘りありと雖も、正倉院寶物の鏡を見れば、更にその技工の精妙に驚殺せられざる者あらじ。投壺、火舍、鈴、鐸、金銅合子、水瓶、柄香爐の獅子、錫杖頭、白銅三鈷杵等の類も皆鑄製にして、或はこれに鍍金し、圓器は轆轤を用ゐてこれを仕上げ、竝に巧熟の技を示せり。鍛工の中、利器の銳は劔、銚、刀子及鐵三鈷杵の刃に見るべく、爾餘の諸品、薰爐、銅幡、天蓋

の鳳形及雲花形、銀鉢、銀盤、金銅小盤、金銅花形盃等、槌展の技と共に、その形體及漏空錯工の巧妙を歎賞すべし。彫金の細巧は、劔及刀子把鞘の鈿莊并に馬具の杏葉等に於いて、殊に驚くべく、往々寶石、珠玉を鏤め、鳥獸、花文の彫鏤極めて自在なり。銀器及金銅器の毛彫亦然り。殊に銀鉢の狩獵圖の如きは、最も莊麗の作にして、小盤、花形盃等の花文は、眞に巧密の極致なり。構造の巧を賞すべきものは、帶及馬具のびじやう金等とす。是等金工の作者にして、姓名を傳へたる者、獨り天蓋金具の銘に知らるゝ高笠万呂あるに過ぎざるは遺憾なり。

窯工

陶器には皿、盤、碗、鉢、鼓胴、藥壺、藥碗等あり。藥器は灰色の土器にして、釉を施さず、間々釉あるが如く見ゆるは、土中の可燃質の熔け出でしなり。この種の土器は、我が國の一層古き遺品にも少からず、雖も形制は則ち異なり。

土質亦往々同じからず。藥器以外の諸品は、皆綠斑釉を施せる陶器にして、その釉色は、支那にて往々土中より發掘し、俗に漢窯と呼ぶものに似、又殆ど交趾窯と稱するものに同じ。この種の類品、後世の所製絶えて我が國に見ることなければ、蓋し皆これ唐製にして、青磁の未だ創製せられざる頃の物ならむ。

七寶東國窯がかゝる古代に在りきこは、殆ど思ひも寄らぬ程にて、正倉院の銀鏡を見る者の皆驚く所なり。背に花文あり、畫するに金線を以てし、綠、紺、赭等諸色の瑛瑯を莊填して、配色、技巧共に甚だ美なり。千百餘年前に於ける東洋工藝の發達、亦誇るべからずや。

玉石及玻璃

玉は元來日本に産せざれば、正倉院の玉器は、何れも皆支那製ならむ。白玉の長杯、槌形の古玩及玉笛あり。又瑪瑙盃あり。彫琢共に精巧を極む。温乎た

る白玉の手澤に汚れざる千歳の古色、その美言ふべからず。況や一點の小
瑕玼だもなきをや。玻璃器又琥珀は紺、綠、白等諸色の盃、長盃、碗、瓶、高杯及唾壺等、
竝に歐洲の所産なること、その器形に考へて殆ど疑なし。碗には龜甲狀、長
盃には葉形及魚形の截子あり。共に精巧なり。蓋し西曆第七八世紀の交、東
羅馬國に於いて製せられ、叙事貨源に、琥珀は本大秦國(即ち羅馬)南部支那及波斯灣を往
馬に出づ、凡十種の色ありと曰へり復せる波斯の商船、又は中央亞細亞の高原を經過せる隊商に由りて支那
に致され、轉じて我が國に來りしものならむ。かゝる古代の玻璃器にして、
土中よりの發掘品に非ざるもの、恐らくは世界にその類なかるべし。正倉
院は、實に七八世紀の交に於ける世界東西の物件を該有する無比の聚珍
館なりと謂ふに堪へたり。石製の物には、先にも言へる白石火舎、大理石板
の外、青斑石の髓合子及鎮石等あり。大理石板は四神及十二支を八枚に浮
彫せり。火舎の白石も亦大理石なり。大理石は古我が國に産せず。藥師寺の

佛壇に用ゐたるもの、如き、呼びて白瑪瑙と云ひ、共に皆支那産なること
疑なきのみならず、四神、十二支の彫刻、魏、隋乃至唐代の碑頭等と、その技風
を同じうするに考ふれば、この石板も亦支那製ならむ。然れども、飛鳥、奈良
朝の盛代、支那工人の來朝せる者少からざりしなるべく、當時我が國にて
成りしことの明確なるもの、佛像これを支那製品に比して、殆ど彼此を辨ず
べからざるほど酷似せるより思へば、その材體の外、必しも内地製に非ず
とは定め雖し。この見解は先の鏡、樂器等にも同じく適用せらる。由來奈良
朝と唐朝との文物は、その風、その度、全く同一なりしなり。青斑鎮石は技工
の見るべきものなしと雖も、髓合子に至りては、合子の全體を髓形に雕刻
して、その寫生の巧妙、實に人をして驚歎せしむ。又石製の横笛及尺八にも、
滿面に花文の浮彫あり。石材彫琢の術頗る自在なりしことを見るべし。
この類の製品には、又水晶の小玉及魚形支那に古く佩玉あり、又唐の小玩あり。水
に刻玉の佩魚を用ひき

品と琥珀とは、又螺鈿及木畫中に厠用せらる。その下に金薄及彩繪を伏せ、透きて一種の美を成さしめしことは、上にも述べつ。その餘、劔鞘、刀子把鞘、如意柄、禮履等に、各色の寶石、玻璃玉、眞珠等を嵌莊せしもの少からず。その材多くは外國産なるべけれど、玻璃玉は當時我が國にても製作せられしこと、半製又は造り損ねたる玉等の多く院中に藏せらるゝにて明けし。

玳瑁、鯨鬚及犀角、水牛角

玳瑁今の玳瑁は甲は多く如意杖等を造り、又箱等の面に貼莊し、或は螺鈿、木畫中に厠用せり。如意及杖は全體を玳瑁にて造れるものありて、多く竹狀に擬せり。その質撓展に宜しきが爲ならむ。又杖にして木心に玳瑁の薄板を貼れるもあり。箱の面に用ゐたるは、前にも記せる碁局龜にして、金銀を界線として玳瑁板を文様に貼れるなり。是等の玳瑁の貼莊は、螺鈿、木畫中に於けると同じく、亦その下に金薄若くは彩繪を伏せたり。鯨鬚は如意の全體

を造れるものあるに過ぎず。飾るに金銀泥繪を以てせり。犀角製品には盃、如意及皮帶の巡方、丸柄あり。唐に犀角あり、海商これを竊ぐ、又玉帶は十三勝にて七方、六利、即ち丸柄なりきと云ふ又好みて刀子の把鞘に用ゐられたり。水牛角は刀子把の外これを見ず。是等の材を以て或は彫刻し、或は嵌莊し、又はこれを琢磨する技工は、皆共に巧熟にして、毫も困澁の痕を認めず。應用の意匠亦自在にして、且皆宜しきを得たり。

木竹工

木工の精巧は樂器、碁局、雙六局、挾軾、小架及木箱等に於いてこれを見る。その餘、櫃、厨子、繪箱、椅子等、亦皆指物さしものの巧を賞するに足れり。沈香、朽木等の用法及染木は、最も意匠の妙を認む。染木は元紫檀の如き得難き材を摸する準志に出でしものなること、猶假玳瑁、假斑竹の如きなり。されば黒柿を蘇芳にて染めたるもの最も多く、一見紫檀に異ならず。紫檀は我が國に産せざるを以て、今も頗る貴し。奈良朝の當時、得易からざりしこと知るべきな

り。琵琶に用ゐたる楓の蘇芳染は、何の材を摸せしものなるや明かならず。假玳瑁は彩色を以てこれを擬せり。

合子等圓形の物を造るには、轆轤を用ゐしこと論なし。その精巧は、法隆寺の百萬小塔稱徳天皇勅造ありて、世夙にこれを知れり。彫木工藝の妙を見るべきものは、佛座及花形合子等ありて、花文の彫飾及漏空の技、頗る巧熟を認む。

竹工は管樂器及筆管等の外、僅に木畫に厠用し、又竹及葛、藺等を以て編製せるもの鐘條、葛、藺、稍見、稍見るべきあるに過ぎず。好みて斑竹を用ゐたり。假斑竹あるはこれが爲す。假斑竹は或は尋常の竹を染め、或は木を彩りてこれを造れり。

金銀平脱、末金鏤及漆皮

漆を用ゐて塗飾せる諸器には、普通の木地單色髹品の外、金銀平脱、末金鏤、漆皮等あり。平脱は金又は銀の薄片を截りたるを漆器面に貼し、更に漆を

加へて磨平して金銀片を出し、以て種々の文様を成さしめたるものなり。その金銀片には更に細線の彫鐫を施せり。鏡、帶等の容器、又は碁子、琴絃等の小合子類、乃至鏡背、琴等に賞用せられき。織巧驚くべきもの少からず。後世漆器に謂はゆる金具かぎをば用ゐれども、専らこれを以て文飾せるはあらず。平脱の技法は絶えて傳はらざるなり。豈惜むべからずや。末金鏤は後世の梨子地の如き金末を播きて、漆面に花文を出せるものにして、即ち蒔繪の原始と視るべきものなり。劔鞘の外、多くこれを用ゐたるを見ず。漆皮箱は或は平脱を施し、或は金銀繪、彩繪若くは密陀繪を以て莊飾せるもの多し。鏡及小品の容器に賞用せられたり。

螺鈿及木畫

螺鈿は貝殻を紫檀、桑木等にて作れる諸器、并に鏡背及漆器の面に嵌莊して、諸種の花文を出したるものなり。間々玳瑁及琥珀を雜へ用ゐたり。鏡背

にこれを施すには漆を以てす。漆器に施せるものは、即ち漆地螺鈿にして、紫檀等に施せるは即ち木地螺鈿なり。花文の美を彫琢、嵌莊の巧とは、亦人をして奈良朝文物の盛を想はしむ。螺鈿は藤原時代に賞用せられて、建築の莊飾にまでも用ゐられ、今尙その技法を傳ふ。雖も、玳瑁、琥珀を厠用するは、後世見ざる所なり。鏡背に施せるものに至りては、實に正倉院寶物の特有とす。

木畫は、紫檀、桑木等の諸器を飾るに、各色に染めたる象牙、鹿角及紫檀、黃楊木、竹口等を雜へて、花文を嵌莊せるものにして、今の謂はゆる木象嵌なり。花文の細巧は寧ろ螺鈿に勝り、その光澤に代へて色彩の美あり。樂器、碁雙六局及木箱、挾軾、小架の類、巧麗を窮極せるものは、螺鈿及平脫の外、實に木畫を以て最と爲す。

象牙撥鏤

撥鏤とは象牙を紅、紺、綠等の色に染め、その面に花文を刻して、色の染まざる層を出し、或は更にこれに設色し、又鐫飾を加へたるものにして、尺、刀子把鞘、琵琶撥、如意柄、碁子等に賞用せられたり。或はこれを木畫中に厠用せるもあり。纖巧綺麗、撥鏤の右に出づるものあらず。撥鏤とははねぼりの義ならむ。この美妙なる技法、絶えて後世に行はれず。平脫と共にその傳を失へる。天平年代特殊の工藝なり。

象牙は又撥鏤を施さずして、種々に用ゐられき。或は全くこれを以て尺、櫛等を作り、又樂器、箱、軾、架等木製諸器の周縁を飾るに用ゐ、或はこれに轆轤工を施して、筆管頭、杖頭に莊用し、或はこれを彫鏤して、塵尾柄、木箱の床脚等を飾れり。細巧の美、木石彫刻の及ぶ所に非ず。

染織、刺繡

染織、刺繡の類、正倉院所藏亦頗る豊富なり。織物には普通各色の絹、絁及麻

布等の外、綿、綾、羅、綺あり。殊に美しきを錦とす。諸々の色絲を錯綜して、巧麗緻密なる鳥獸、花草等の文様を織り出し、その變化の多般なること、實に驚くに堪へたり。その中支那製も少からず、おぼゆ。殊に珍奇なるは、法隆寺にて古來四天王紋旗など、稱へ來りし胡人狩獵の文様を織れる錦なり。馬に乗れる胡人の獅虎を狩る圖、蓋し西域薩^サ登^タの製か、或はその技風を傳へたる唐朝の製織ならむ。その斷片すら今千金に値するに、正倉院には、織縁を兩邊に具へたる全幅の長さ數尺に餘れるあり。貴しきも又貴からずや。今の謂はゆる綴織^{つぎ}は、正倉院獻物帳の謂はゆる織成にして、聖武天皇の御袈裟には、織成の樹皮色あり。又斷片に同法もて花文を織れるもあり。樹皮色はその意匠元糞^{ハナ}掃衣^スに出でけむとも思はるれど、實に織文の絢爛に飽きたる極致とも視るべきものにて、奈良朝好尚の高さをも想ひ見つべし。まして「ゴブラン」の織法、千百數十年前の日本に在りきと聞かば、誰か

一驚を喫せざらむや。聖武天皇の御軾及鏡箱に用ゐたる鳳文、花文錦の如きも、何れか織技の巧妙を歎賞すべきものならざる。縷^{いと}網錦は更に色彩の好尚を觀るに足れり。綾にも巧に各種の花文を織り、羅にも亦種々の菱形文を織り出せるもの少からず。綺は各種の彩絲もて織りたる細幅の長條にして、多く縁飾、押縫^{おしぬい}又は紐緒^{ひも}等に用ゐたり。

染物には各色の平染の外、文様を染出せるものに纈^け纈、夾纈、臈纈の三種あり。その地には絹、緇、羅等あり。纈纈は今の謂はゆる絞^{しぼ}り染、夾纈は今の謂はゆる板^{いた}締^ぢにして、文様染出の技術、早く發達せるに驚かずばあらず。臈纈は臈もて文様を畫きて染め脱きたるものにて、今の置き糊を用ゐる染法と。その理をば一にすれど、今臈纈は行はれず。奈良朝の臈纈は技風全く異なり。纈纈と臈纈とは大抵單色染にして、間々臈纈に染後の補彩と見ゆるものあるに過ぎざれど、夾纈には二重染、三重染あり。能く各種の色彩を用ゐ

て文様を染出し、その美最も賞すべきもの多し。服飾の染物と、特に纈纈には、小花文多けれど、夾纈と縹纈とは、屏風に貼用せる壯麗なる莊飾畫あり。人物、鳥獸、花草の美、殆ど繪畫として觀るに堪へたり。その中往々近時歐洲に行はるゝ新式莊飾畫のこれに似たるもの少からず。圖中の動植及人物の形狀、日本の物に非ざるも多ければ、製染は内地にて成れること疑なかるべけれど、その莊飾畫乃至文様の作風は、支那及西域の風化を蒙れること言ふまでもなし。以て當時世界の交通の疎なるに似て而も頗る密なりしことを考ふるに足る。染物の一種に措文（まて）の布あり。屏風の袋にこれを見る。刺繡は推古天皇の頃より佛教畫の帷帳等ありて、その遺品（天壽國の曼荼羅）の斷片も存ずれば、夙に發達せし技術なること明にして、正倉院にも花文の刺繡頗る美麗なるものあり。その斷片には、何に用ゐしや詳ならざるもの固より多けれど、最も華美を盡せしは、佛教品たる幡及天蓋の屬その一に

居りしものなること、その形狀にて察せらる。錦綾羅等を厠用して、縁どるに綺を以てしたる天蓋の垂飾、又は幡頭の類、當時の絢爛なるありさま、襪色の現狀にてすら、殆ど眼を眩すと謂ふべく、これにつけても、吾人は再び大佛開眼供養會の壯觀を回想して、轉々心目に顯然たり。毛氈は古來日本にて製せられしことなかりしものゝ如くなれば、正倉院所藏の花氈は皆支那製又は西域の産なるべし。大小各種あり。白地の氈上に、紺、藍、褐等數色の彩毛を置きて、以て種々の花文を出せり。現今の物の如き捺染には非ず。中に就いて蓮花の壯大なる文様の如きは、印度技風の影響あるを認む。

獸皮、鳥毛及玉蟲羽

皮工は前に述べたる偃鼠（ハリネズミ）皮、鞆（ウマ）の帶及漆皮の外、履、馬具及劔の帶執等に用ゐたる紫皮、緋皮、洗皮等の諸色を見るべきに過ぎず。鳥毛は屏風に

これを用ゐて書畫を貼成せるものあり。その書は雙鉤の輪廓に黒繩を用ゐ、中に彩斑ある鳥毛を貼してこれを作り、地紙には吹繪ふきまもて花文を淡色に出せり。畫は人物の面手を彩繪し、鳥毛もて服飾を貼成せるなり。この法後世に行はれず、正倉院寶物の外、絶えて見るここなし。玉蟲の羽は、その青縁の光彩愛すべきを以てこれを用ゐしならむ。有名なる法隆寺の推古天皇御物玉蟲厨子は、この種の最も古きものなり。正倉院に在りては、箭及刀子把鞘にこれを用ゐたるものあるに過ぎず。こも亦後世に見ざる一種古代特有の莊飾なり。

正倉院志終

明治四十三年六月十日印刷
明治四十三年六月十五日發行

著者 東京市牛込區矢來町三番地
大村西崖

發行者 東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院代表者
田島志一

印刷者 東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院活版部
製版主任 高木鏗太郎
印刷主任 松井六太郎

發售所及 東京市京橋區新肴町十三番地
審美書院

